

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 10 号	第1種共同漁業 "	かき漁業 またがい漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	明石市明石港中外港から明石市船上町に至る間の地先	明石浦漁協
				漁場の区域 次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う）並びにア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 明石市明石港東外港南防波堤西端 B 明石市明石港中外港南防波堤 基部 C 明石市明石港中外港南防波堤 隅角部 D 明石市船上下水処理場排水口中央 ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点 イ アから134度100メートルの点 ウ Aから174度50メートルの点 エ ウから174度1,150メートルの点 オ Dから184度1,200メートルの点	

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付 記

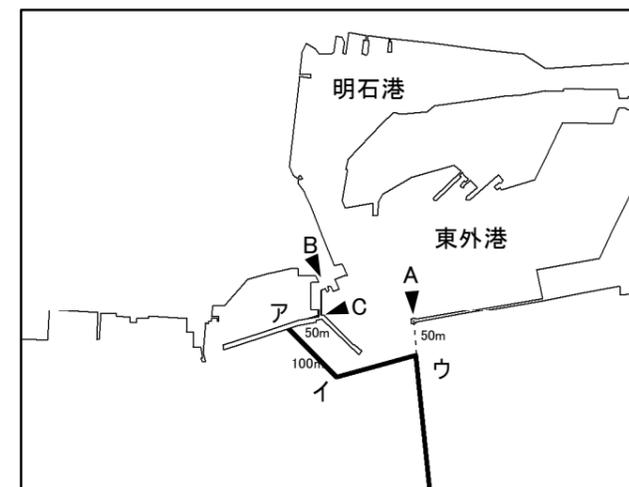
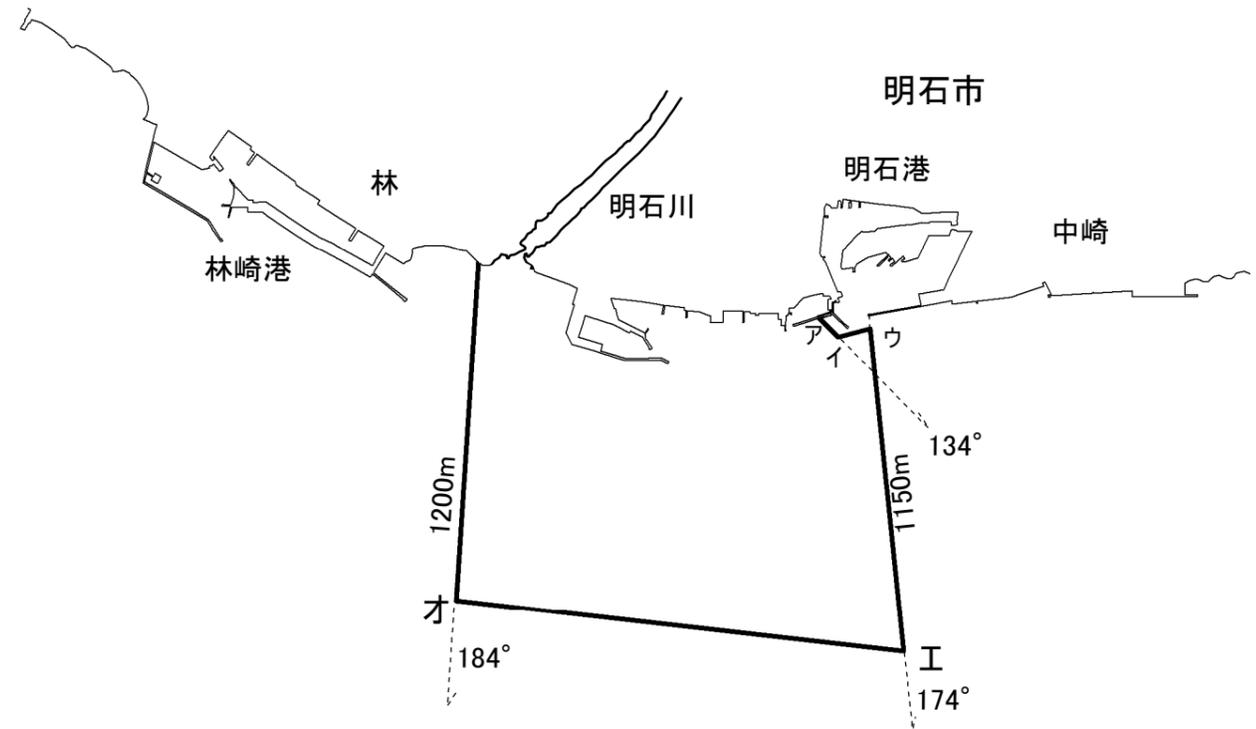
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第10号  
 漁場の位置 明石市明石港中外港から同市船上町に至る間の地先  
 漁場の区域 次の点のうちB、C及びアを結んだ線（防波堤に沿う。）並びに  
 ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって  
 囲まれた区域

点の位置

- A 明石市明石港東外港南防波堤西端
- B 明石市明石港中外港南防波堤基部
- C 明石市明石港中外港南防波堤隅角部
- D 明石市船上下水処理場排水口中央
- ア Cから防波堤に沿い西へ50メートルの点
- イ アから134度100メートルの点
- ウ Aから174度50メートルの点
- エ ウから174度1,150メートルの点
- オ Dから184度1,200メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第10号漁場

